

エバーニュース

EVER NEWS

vol. 8 平成26年11月16日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。



- [連載] 離婚について
- 無料相談会のご案内
- [連載] 公正証書と訴え提起前の和解について
- 料金のご案内／事務所のご案内



離婚について

第8回は離婚について述べます。

離婚は法律上の婚姻関係を解消する手続になりますが、①協議離婚、②調停離婚、③裁判離婚という方法があります。①は当事者間での話し合いによって、②は家庭裁判所の話し合い（調停）で、③は裁判で離婚する方法です。③の場合は離婚原因が必要となります。

離婚に伴って解決しなければならない問題として、

- I 財産分与（婚姻期間中の夫婦財産の精算）、
- II 子供がいる場合の親権、養育料、面会交流、
- III 離婚に関して一方に責任がある場合の慰謝料、
- IV 年金分割、

などがあります。

若いご夫婦の場合には、子供の親権、養育料、子供との面会が大きな問題です。子供が幼児であれば母親が親権者となる可能性は高いとはいえませんが、きちんと子供の養育ができることが必要なので養育環境や養育態度によっては父親の場合もあります。養育費は支払能力に応じて負担すべきものですが、裁判所では養育費に関する算定のための一覧表（目安です）をホームページ上で公開しておりますので参考にしてください。子供との面会は、子供の成長のためにも、また親権者ではない親にとっても重要です。面会のルールは双方協力する必要がありますが、夫婦が仲違いしても子供はお二人の子供ですので、子供の気持ちを尊重して子供の健全な成長を重視していただきたいものです。

ある程度婚姻期間が長いご夫婦にとっては、財産分与や年金分割が問題となります。財産分与は、婚姻期間中の財産がプラスもマイナスも含めて半分ずつ精算するのが通常で（必ず半分というわけではありません）、退職金を含めて考えることもあります。また、年金分割は分かりにくいのですが、年金が単純に半分になるということではありません。厚生年金や共済年金の報酬比例部分に関する年金保険料支払の情報（基礎年金の部分は関係ありません）を分けるということで、年金取得年齢に達した際に、その情報をもとに受領時の年金額に反映されるということです。

当事者間で話し合いが進まないときは、まずは家庭裁判所での調停から手続きを始めてください。なお、離婚をすることについては同意していてもその他の問題が解決していない場合にも利用することができます。

INFORMATION

無料相談会のご案内

11月21日(金)、11月28日(金)、12月2日(火) のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



事業者の方へ 公正証書と 訴え提起前の和解について

公正証書とは公証役場（市町村の役所とは異なります）で作成する書面で、様々な用途に利用することができます。たとえば、金銭の貸し借りなど金銭支払の約束について、強制執行認諾文言という言葉を入れて公正証書で契約書を作りますと、もし約束を守らなかった場合、預金や給料、不動産などを差押えることができます。このように金銭の支払約束については判決と同じような強力な役割を果たさせることができます。ですから、貸金に限らず、たとえば慰謝料や代金の支払などに利用することもできます。そのほかに、任意後見、事業用定期借地権などは公正証書で作成しないと効力が生じません。遺言は公正証書で作成しなくてもよいのですが、公正証書の方が公証人によってご本人の意思を直接確認するためその有効性が争われにくいといえます。このように公正証書は様々な場面での効果的な利用が可能です。

さて、このように金銭支払の場面では効果的なのですが、それ以外の場面では効果的といえない場合もあります。たとえば、建物を貸したところ、未払い賃料がたまってしまい、未払い賃料の支払と建物の明渡を公正証書で約束しましたが、明渡期限を守らずに居座ってしまったという場合などです。公正証書は、金銭を支払うという約束を差押えによって強制することは可能ですが、明渡するという約束を強制的に行うことはできません。期限付きの明渡約束を必ず実現しようと思う場合には訴え提起前の和解という方法（即決和解）があります。これは当事者間で争いがあったもの話し合いがついたときに、その約束を守らせるために簡易裁判所に申立てをして裁判所での和解を成立させる手続です。裁判所からの指定期日に両当事者が出席し、裁判所が和解案の承諾を確認のうえただちに和解を成立させます。裁判所によってはそのまますぐに和解調書を交付することもあります。この和解調書は判決と同じ効力がありますし、1回の出頭で終わることができるという点でメリットといえます。ただ、ご本人が申し立てる場合には相手方への説明や調整が必要ですし、また裁判所とも調整作業が必要です。裁判を起こすのに準じた工夫が必要となりますので弁護士にご相談いただいた方がスムーズに取得できます。



料金のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分	3000円プラス消費税
1時間	5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

法律顧問料

- **個人事業の場合** 標準月額 2万円（消費税別途）から
ただし、個人サポートの場合には月額5000円プラス消費税
*サポート対象かどうかについては、ご相談ご予約内容によって判断させていただきますのでお気軽にご相談ください。生活に関することや、事業でも小規模な不動産賃貸の場合にはサポートにて対応しております。
- **法人の場合** 標準月額 3万円以上（消費税は別途）
*需要に応じてご相談によって決めさせていただきたいと思えます。通常は1社あたり3万円から5万円が最多価格帯（消費税別途）となっております。

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円のみの場合	32万円プラス消費税

2 交通事故

たとえば1000万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	50万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 100万円プラス消費税
200万円のみの場合	32万円プラス消費税

*なお、交通事故による賠償請求ではご加入になっている保険契約で、弁護士特約にご加入になっている場合には、免責額を除いては、保険による対応となります。

3 離婚

たとえば、離婚のみの場合には、調停から始まることとなりますが、

調停着手金	30万円プラス消費税
預り金	5万円
報酬	30万円程度（調停のみにて終了した場合です）

*離婚については、親権、財産分与、養育費、婚姻費用分担、年金分割、面会交流などの各オプションがつくことが多いですし、また訴訟に移行する可能性も高いといえます。そのため、目安としては、着手金は30万円から50万円程度（消費税別途）、預り金は5万円から10万円程度、最終的な報酬としては30万円から50万円程度（消費税別途）という目安になります。

4 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

5 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

事務所のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所（旧 菊地秀樹法律事務所）

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

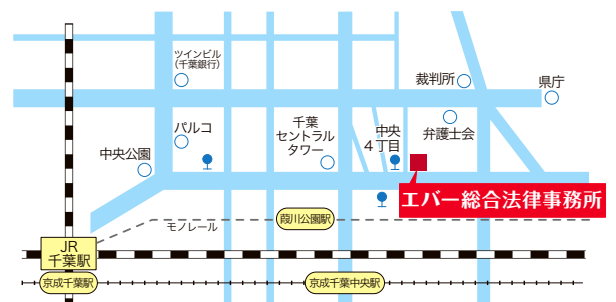
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



- 千葉駅 2番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
- 駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。